

平成 23 年第1回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成23年2月22日 開 議 午前9時30分

日程第 1	大岡議長	おはようございます。 ただ今の出席議員は18名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	平成23年第1回まんのう町臨時会、開催されるにあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 本日は公私共に大変お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。三寒四温と申しますように、温かい日と寒い日、繰り返しながら一步一步春へ近づいておる今日この頃でございます。 本日、上程させていただいておりますのは、議案1件、工事請負の締結についてでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
	大岡議長	日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。
	青野議会 事務局長	事務局長 青野進君。 それでは、ご報告申し上げます。 初めに、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。 次に、教育民生常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。 以上で報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。
	大西豊議会 運営委員長	日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 去る2月14日午後1時30分より、第1委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議をしました。その結果を報告します。

日程第 2	大岡議長	これをもって質疑を終了いたします。
日程第 3		日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、8 番 白川皆男君、9 番 橋田忍君を指名いたします。
日程第 4		日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって会期は 1 日間と決定いたしました。
	高木教育 民生常任 委員長	日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 高木堅君。 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 1 月 20 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席し、また執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしましたわけでございます。町内の各小学校等を訪問し、放課後児童クラブの現状調査を実施いたしましたわけでございます。 また、1 月 26 日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、議長も同席し、教育長、学校教育課長、社会教育課長、放課後児童クラブ指導員の方 14 名の出席により、教育民生常任委員会を開催いたし、放課後児童クラブ指導員から時間延長に対する意見を聴取実施したわけでございます。 また、2 月 8 日、第 1 委員会室において、委員全員出席し、議長同席のもとに、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしましたわけでございます。 陳情第 1 号 放課後児童クラブの延長を求める陳情書について、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件。意見書第 1 号 私学助成の拡充発展に関する意見書案、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件。意見書第 2 号 私学助成の充実に関する意見書案、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件。意見書第 1 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求め

高木教育 民生常任 委員長	る意見書案、平成２２年１２月議会提出。意見書第２号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書案、平成２２年１２月議会提出について慎重に審査を行ったわけでございます。 陳情第１号 放課後児童クラブの延長を求める陳情書について、平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件については、委員より、子どもの気持ち、指導員のことも考えなければいけない。預かりをする施設の充実等の意見がありました。 付託された案件については、次とおり決定いたしましたので、会議規則第７７条の規定により、その結果を報告いたしますらと思 います。 <table><tr><td>陳 情第１号</td><td>放課後児童クラブの延長を求める陳情書について (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)</td><td>全会一致で採択</td></tr><tr><td>意見書第１号</td><td>私学助成の拡充発展に関する意見書 案 (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)</td><td>賛成少数で否決</td></tr><tr><td>意見書第２号</td><td>私学助成の充実に関する意見書 案 (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)</td><td>賛成少数で否決</td></tr><tr><td>意見書第１号</td><td>大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書 案 (平成２２年１２月議会提出)</td><td>全会一致で否決</td></tr><tr><td>意見書第２号</td><td>地域医療と国立病院の充実を求める意見書 案 (平成２２年１２月議会提出)</td><td>賛成少数で否決</td></tr></table> とすることで意見の一致を見ました。 以上で、付託案件審査の報告でございます。 これで、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。	陳 情第１号	放課後児童クラブの延長を求める陳情書について (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)	全会一致で採択	意見書第１号	私学助成の拡充発展に関する意見書 案 (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)	賛成少数で否決	意見書第２号	私学助成の充実に関する意見書 案 (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)	賛成少数で否決	意見書第１号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書 案 (平成２２年１２月議会提出)	全会一致で否決	意見書第２号	地域医療と国立病院の充実を求める意見書 案 (平成２２年１２月議会提出)	賛成少数で否決
陳 情第１号	放課後児童クラブの延長を求める陳情書について (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)	全会一致で採択														
意見書第１号	私学助成の拡充発展に関する意見書 案 (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)	賛成少数で否決														
意見書第２号	私学助成の充実に関する意見書 案 (平成２２年９月議会提出、１２月議会継続案件)	賛成少数で否決														
意見書第１号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書 案 (平成２２年１２月議会提出)	全会一致で否決														
意見書第２号	地域医療と国立病院の充実を求める意見書 案 (平成２２年１２月議会提出)	賛成少数で否決														
大岡議長	これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 ５番 本屋敷崇君。															
本屋敷議員	委員長に質問させていただきます。 意見書の第１号、第２号、さらに１２月提出案件の第１号、第２号についてですが、私自身、色んなところ調べてですね、多くの自治体ではこの４意見書、可決しているところも多く、採択しているところも多く見受けられるのですけれども、私自身もこれ、															

本屋敷議員	採択するものか、否決するものか、とても難しい判断の意見書4案だと思っていて、未だどちらにするかちょっと決めかねておるんですけども、委員会の中で否決の理由と、またまた賛成者がいた場合にはですね、その賛成者の方の理由を教えてください、採決の手助けになると思いますので、よろしくお願いします。
大岡議長 高木教育 民生常任 委員長	16番 高木堅君。 本屋敷議員さんの質問ですが、まず賛成者の意見というのは本当に一部であって、その内容的には、我が町の近隣に私立もあるので、と言う、そこらへんも考えてあげたらどうなんだろうかというような、あれだったと思います。 なお、この意見書1、2についても、過去にも出てきておりますし、同じ文面でこれ、繰り返されているケースが、そっくりそのまま出しているような状況が見受けられております。ただ、そういった我々も十二分に審査させていただいた以上、それを責任持って、こういう意見書1号、2号については取り扱わさせていただいたわけでございます。以上です。
大岡議長 藤田議員	12番 藤田昌大君。 12番 藤田ですが、委員長報告に対してですね、日程5、6、7、8、9の中ですね、ちょっと質問をしたいと思っております。日程5の陳情書第1号については、詳しい審査報告がなされましたけれども、後のですね、意見書第1号、2号、これ9月議会提出なんですよ、ほんで8、9の意見書第1号、2号については12月議会提出の継続案件になっただろうと思ってます。日程第5号の放課後児童クラブについては詳しい審査報告がありました。しかし、残念ながらその後のですね、4件については審査報告があまりなかったような気がしますんで、継続、例えば、意見書第1号、2号についてはですね、9月から12月経てですね、まだ、継続してるわけですね、ですから当然、委員会審査をいただろうと思っておりますけれども、そのへんの部分と、8、9についてもですね、そのへんの審査の報告があんまりなかったように思いますんで、そのへんの審査の報告だけちょっとお願いしたいと思います。以上です。
大岡議長 高木教育 民生常任 委員長	16番 高木堅君。 審査については、当初委員会も、近隣に私立の高校もあるので、いいんでないかというような気持ちも委員の中には持っておられたような方が、中で全員とは言いませんが、半分ぐらい居たんでないんかと思えます。 なお、そういう状況の中で、会を重ねて審査することによって、なおこの段階では否決の方がいいと、否決するという結果を見たわけでございますので、大変、それに関しては、9月、12月継続案件で、そういった形でできることなら、部分的にそういった採択的な事もあったかと思いますが、そういう色々な委員の意見の調整を取りながら、十二分に委員さんから意見を聞き、した結果、最終的な結論を出さなくてはいけないというようなことでございますので、今、報告したような委員会の審査の報告を

日程第 5	高木委員長 大岡議長	申し上げたわけでございます。以上です。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 5 陳情第 1 号 放課後児童クラブの延長を求める陳情書について、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件を議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、陳情第 1 号 放課後児童クラブの延長を求める陳情書について、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、採択であります。 本案は、委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、陳情第 1 号 放課後児童クラブの延長を求める陳情書について、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件は、採択することに決定いたしました。
日程第 6		日程第 6 意見書第 1 号 私学助成の拡充発展に関する意見書案、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件を議題といたします。 これより討論にはいります。 委員長報告が否決でありますので、原案に賛成の賛成討論から行います。 賛成討論はありませんか。

	大岡議長 谷森議員	17番 谷森哲雄君。 私はこの意見書、提出者の賛成議員になっております。そしてまた、この本意見書案につきましては、教育民生常任委員長の高木堅委員長、そしてまた、賛成者には建設経済委員長の藤田昌大議員、そして私、谷森であります。この意見書の趣旨をよく読みまして、私といたしましては、いわゆる私立の存在の意義、価値、これを高く評価いたしております。最近、ほとんどの進学希望者が公立、私立の存在によって、全員が進学が可能になっております。 そしてまた、古い話ではありますが、京都の蜷川知事が非常に有名な言葉として、やはり、全員高校入学というようなことで、15の春は泣かせないと、このような非常に感動的な発言もあったわけであります。そのような中で、私はこの意見書の真意に賛成いたしまして、私の討論を終わります。 次に、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。 10番 末武弘道君。 これまあ、固有名詞を挙げるわけには行きませんが、この近隣に私立がたくさんあって、私の周囲にもそういうところへ行かれておるという状況でございますが、ちょっと有名校になると、わりあい裕福な家庭が行かしておると。そういう環境で、そこへ援助するのも半分はおかしげな話かなと。私の気持ちも、本屋敷君同様、半々に揺れ動いておったわけでございますが、まあ、そういう意味では、これ有名校へ行かすための援助をどんどんするというのも、まあいかがなものか。しかし、反対にお金がなくても有名校へ行きたいという方もおるわけでございますので、そういう意味で取捨選択は非常に厳しい状況だったんですが、まあ近隣も見渡して、この際はもう一度見送ってもいいんでなかろうかと言うような状況になったわけでございます。そういう意味で、これは反対ということで、決意をいたしました。 大岡議長 これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第1号 私学助成の拡充発展に関する意見書案、平成22年9月議会提出、12月議会継続案件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は否決であります。 したがって、原案について採決します。 意見書第1号 私学助成の拡充発展に関する意見書案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 もう一度、私、議長の方でゆっくり朗読したつもりですので、もう一度朗読いたします。 本案に対する委員長の報告は否決であります。
--	----------------------	--

日程第 7	大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 三好議員	したがって、原案について採決します。 意見書第 1 号 私学助成の拡充発展に関する意見書案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 （賛成者起立） 賛成、起立少数であります。 よって、意見書第 1 号 私学助成の拡充発展に関する意見書案は否決されました。 日程第 7 意見書第 2 号 私学助成の充実にに関する意見書案、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件を議題といたします。 これより討論にはいります。 委員長報告が否決でありますので、原案に賛成の賛成討論から行います。 賛成討論はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。 とても難しい意見書で、私自身迷っておりました。意見書第 1 号の方にも賛成の意思を表明させていただきましたし。そもそも、私学助成に援助することは憲法違反でないかというお話もありますが、今現在、私学と公立によって、日本の子ども達に対する教育を受け持っているというのが現状ではないかと私自身判断いたします。本来であれば、もう少し公立学校の方がですね、多彩な、また生徒達に選択肢の多い学校を提供できるのであれば、私学助成はそれをなお超えてするという形で、私学の意義が出るのかとは思いますが、今現在の状況を見れば、やむなしと私自身は判断しております。ですので、今現在の国公立の学校の状況、文科省の状況から考えて、私学助成の充実に関しては、致し方なしというふうな、でもって、日本の教育水準を上げていくというふうに加担するべきだと考えましたので、賛成させていただきます。 次に、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。 13 番 三好勝利君。 さっきから色んな議論があると思いますが、私学助成に関する意見書、我々は落ちこぼれの方ですから、ほんと私学助成に賛成したいんですけど、最近の場合、私学校で、私学で、運動部とか専門学校がたくさんありますけど、ご覧の調子、全国を騒がしておる相撲の八百長問題、こういうところも関連してくるので、そういうところでまた助成が行渡ってもええもんかどうかというのが、非常に特徴があります。一般公立校の場合は公平に全ての授業をやっております。私学となると、やっぱり特異的な体質を持っておりますので、そこへ行くのは本人の自由であって、そこへまあ、一般的な大きな資金を助成するというのは、今の社会情勢
--------------	--	---

日程第 8	三好議員	から見たら多少不安定があるし、どなたか言われてましたように、私学の場合は金持ちの子が主体となって、優秀校へ行く。そういうところへ助成する必要はありません。また、運動部でも賛否両論があるように、いじめもあるし、また、ああいう大きな世界的に騒がすような八百長問題を作っておるような学校に対して、また助成してええもんかどうかと。これまた、時期尚早で、推移を見る必要があると思いますので、反対とさせていただきます。以上です。
	大岡議長	これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第 2 号 私学助成の充実に関する意見書案、平成 22 年 9 月議会提出、12 月議会継続案件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は否決であります。 したがって、原案について採決いたします。 意見書第 2 号 私学助成の充実に関する意見書案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立) 起立少数であります。 よって、意見書第 2 号 私学助成の充実に関する意見書案は否決されました。 日程第 8 意見書第 1 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案、平成 22 年 12 月議会提出を議題といたします。 これより討論にはいります。 委員長報告が否決でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。 賛成討論はありませんか。 12 番 藤田昌大君。
	藤田議員	意見書第 1 号の大幅増員と夜勤の改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書についてでありますけれども、今の医療現場におきますとですね、大変な労働条件の中で仕事していることは皆さんも事実だろうと思いますし、特に香川県とか、過疎と言われる土地にはですね、こういった施設が非常に、人数も労働条件も非常に悪いようになっていると思うんです。そういった部分の中でですね、やはり夜勤労働者については短命と言われておりますし、交替制勤務、そういった分についてはですね、やはり安心・安全のですね、介護や医療ができるようなですね、体制をするのは当然のことだろうと思ってます。そういった立場でですね、意見書第 1 号については、賛成の立場で討論に参加していきたいと思います。よろしくお願いします。

日程第 9	大岡議長 川西議員 大岡議長	次に、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。 1 番 川西米希子君。 私はちょっと反対という意見で述べさせていただきます。 非常に私もこの文章だけを読めば、これは大変にいいなと思ったんですが、よくこの文章を読んでもみますと、看護師など夜勤交替制労働者の大幅増員と労働条件の抜本的改革となっております。これは、夜勤者を望む女性は非常に少ないと思います。その夜勤をする看護師を増やそうとするならば、これは夜勤だけの労働条件の抜本的改革では私は無理だと思います。夜勤も含めた日勤の勤務体制も大きく改善しなければ、夜勤だけを改善するということはまず不可能だと思っております。 それから、この下の文章にあります、国民の負担を減らし、利用者の負担を減らしというところですけども、この利用者の負担が一体どういうものであるかということが、明記されておられません。利用者の負担が、経済的なものか、距離的なものなのか、時間的なものなのか、これが一体何なのかというのが分かりません。 それから、あ、すみません。この文章の中では、私はちょっとあまりにも大雑把過ぎて、本当にこういう訴えだけで現場の労働条件が改善されるとはとても思えないので、反対をさせていただきました。以上です。 これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第 1 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案、平成 22 年 12 月議会提出を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は否決であります。 したがって、原案について採決します。 意見書第 1 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立) 起立少数であります。 よって、意見書第 1 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案は否決されました。 日程第 9 意見書第 2 号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書案、平成 22 年 12 月議会提出を議題といたします。 これより討論にはいります。 委員長報告が否決でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。
--------------	---	--

大岡議長	賛成討論はありませんか。 17番 谷森哲雄君。
谷森議員	これも、先々の分と同じでございますが、提出者、そして、賛成者、同じ議員が賛成ならびに提出しておるわけでございますが、この本旨をよく見た場合に、いわゆる地域医療と国立病院の充実を求める意見書、この表題からして非常にこれは私達の暮らしに密着しておる大事なことであります。特に人の命と言う人間の生命の尊厳と。これは非常に大事なことであります。
	そしてまた、この意見書の終わりの下りに記載されておりますが、いつでも・どこでも・だれでも、安心して医療を受けることができる体制づくり、これは住民の願いですと。このような非常に、立派な文言で、意見書が締め括られておるわけでありますが、私は最近の医療現場の、いわゆる、言葉を悪く言えば、崩壊とか色んな問題がある中で、やはり地域医療と国立病院の充実、これは、私達地域にとっても非常に大事なことであります。よって、賛成いたします。
大岡議長	次に、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。 1番 川西米希子君。
川西議員	私もこの意見書に対しても、反対の意見を述べさせていただきます。
	これも一見、非常に、なるほどいいなという思いはしますが、非常に悩みましたが、これは国立病院、下の記の方には国立病院、国立病院と、国立病院のことだけを書いてあります。地域医療と国立病院の充実を図るためということなので、やっぱり地域に根ざした病院の充実と言うことも非常に大切なのではないかと思います。 また、この文章の中にもありますけれども、国立病院では人工呼吸器をつけた手厚い看護が必要な患者さんが多数入院されておりますとありますけれども、人工呼吸器をつけた手厚い看護が必要な人は国立病院だけではありません。一般病院にも交通事故で24時間の看護が必要な方も入院されます。お産の方も24時間で観察が必要です。あたかも国立病院だけに重症の患者さんが入院されているというような、なんかそういう文面からは読み取りができますが、これはちょっと間違いだなと私は思っております。やはり、国立病院の充実を図ることは非常に大切ですが、国立病院の人数を今のこの現状で増やせば、地域の病院に来るはずの優秀な看護師達はどうしても国立病院に流れてしまうのではないのかと私は思います。それは、やはり国立病院は、国家公務員と言う地位の確保がされております。それから、非常に色々な制度の充実もなされております。それを活用することも可能です。また、退職金も非常に多く、充実しております。こういった点から、国立病院の人数を増やそうということだけに偏れば、優秀な人材は、国立病院に多く流れてしまう可能性があると思いますので、いいことだとは思いますが、私は、国立病院だけと言うこの明記に、ちょっと違和感を感じておりますので、医療界全体の人数の底上げが、私は必要なのではないかと考えております。以上です。

栗田町長	入札におきましては、議案書記載の通り、条件付き一般競争入札とし、1社からの参加申請がございました。審査の結果、参加資格を満たしており、1社による去る2月15日に入札を行いました。工事完成期限は平成23年3月18日でありますが、繰越を予定いたしております。以上が提案理由の説明でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。
本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 質問させていただきます。 先ほどの条件付き一般競争入札の条件の提示とですね、特殊工法という話ですけれども、特殊工法の説明。さらにはですね、多分、橋梁において特殊工法、色々ありますけれども、多分県内の事業所さんを見れば、その特殊工法をできる会社がどれほどあるかというのは事前に推測できたものだと考え得りますが、その中でなぜこの特殊工法を選んだのか。橋梁においても、たくさんの工法がありますので、この工法を選んだ理由をお示ししていただきたいなと思います。
大岡議長 齋部総務 課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。 まず、この工事の条件の内容でございますが、まずは、まんのう町の建設工事参加資格名簿に登載をされている者ということが、まず1点。あと、まんのう町発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱に基づき、暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこととですね、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て、または破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者とですね、また、香川県内に本社もしくは支店、営業所を有する者等の条件を付しまして、公告をさせていただいております。 なお、工事の技術的な工法につきましては、建設課長の方からのご説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 高尾建設 土地改良 課長	建設土地改良課長 高尾昭弘君。 失礼します。本屋敷議員さんの質問に答えさせていただきます。 まず最初、県内業者、この特殊工法ということで、県内業者で可能な業者があるかという質問だったと思いますが、これについては、下調べいたしまして、県内で可能な業者は、県内だけで5社はありました。

高尾建設 土地改良 課長		それと、特殊工法ということですが、まずこの橋梁についてですが、橋梁には色々な種類で約20種類程の橋梁の工法があります。その中で、一番。まず一番の最低条件として、土器川にかかるもので、一番に川の中に橋台はもう作れないよと。今、結局、橋台を作りますと、川幅を狭くするというので、まず一番の条件として、橋台を作らないということで、あとはもう左岸と右岸を直接結ぶという橋を検討しました。それで、20の中から3案程を検討しております。鋼版、鋼床版橋、それから合成床版橋、それから、プレビーム合成橋と。こういう橋、3つを検討しておるわけですが、それともう1つ問題はここで、価格の関係も検討しております。
	大岡議長	検討の結果ですね、今の提案さしていただいた橋が一番工事費も安くなる。それから、支間が川と川を結ぶ橋桁が長くなるほどですね、工事費が安くなるというのは、鉄の桁の中を、今の通り中空と言う、中を空洞にして、両サイドの接岸部分だけにコンクリートを使うと。後は中に発泡スチロールを詰めて軽く軽量化すると。そういう方式を取っております。価格的にもそれが一番安いと。価格ですが、一番どうしても高くついたのが、プレビーム合成橋。これについては結局、コンクリートと鉄の合材を固めたもの、それをかけて、それから現場で組んで幅広く場所が要ると。そういう条件は、これではもう合わない。一番現場でやりやすい工法、それからまた、工事費の安いということで、中空合成床版橋を利用させて、採択させていただきました。以上です。
	田岡議員	他に質疑はございませんか。 2番 田岡秀俊君。
	大岡議長 齋部総務 課長	1点だけ少し教えていただけたらと思います。 先ほど、条件付きの条件という事柄に関しては説明がございました。この1社、条件に合うのが1社だったという場合、これ見ますと3回入札されてます。それで、3回目で予定価格の98.9%ということで。一般競争と言いながら、1社だと競争にならないんですね。そのへんで、1社になった場合にどういう規則というか、基準というか、で、落札するかということを少し詳しく教えていただけたらと思います。以上です。
		総務課長 齋部正典君。 田岡議員さんのご質問にお答えをいたします。 1社で落札というのに問題はないのかという話でございます。まず、まんのう町の契約規則というのがございます。この中の18条に無効な入札の条項がございます。この条項の中には9項目ございまして、例えばその中に、1社の場合は無効となるというような条項があれば、1社で入札というのはすることはできませんが、まんのう町の契約規則の中にはそういう文言は、まずございません。

	齋部総務課長	それと、まず一般競争入札において1社となった場合にもですね、募集段階におきましては広く公告を行います。それによって、他の事業者が参入してくるということでの競争原理が既にその時点でもう働くということで、入札業者におきましては、入札直前まで1社かどうかというのは全く分かりません。入札会場に入って来るまで、自分しかいないと言うのが分からないという事でございます。そういう中で、1社で落札が可能かと言う話になればですね、1社の場合には基本的に予定価格を、まんのう町と言いますか、入札の場合には設定をいたします。その予定価格の範囲内であれば、最低価格の入札をした者が落札をするという事になりますので、これは理論的にも問題がないということでございます。 なお、私共の方で、基本的に県、国等の動向等も調べさせていただいておりますが、香川県におきましても1社入札というのは特に問題はないという判断を持っております。また、国、国土交通省関係におきましても、特に一般競争入札の動向といたしまして、最近は特に、1社もしくは少数の入札になるのが増えているということを確認をしております。ということで、1社で特に問題がないというふうに契約担当課の総務課としては判断してございます。よろしくお願い申し上げます。
	大岡議長 合田議員	3番 合田正夫君。 ちょっと、今の田岡議員に付け加えるんやけど、これまんのう町へ指名入札をさしてくれ言う業者は1社でなしに、何件かは来とる業者があったんやろうか。ここ1社だけしかないもんやろか。それやったら、まんのう町に指名や入札するのに、町外の業者をあんまり入れんいうように考えるんやけど、そこらへんのことちょっと教えていただきたい。
	大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 合田議員さんのご質問にお答えをいたします。 まず、今回の指名におきまして、指名と言いますか、一般競争入札におきましては、対象事業者が大変少のうございます。橋梁関係ですから、数が限られてございます。そういう中での申し込み状況と、また、そういう特殊工法等も取り扱う方々の入札ということですね、その事前の公告の段階で、指名の再確認をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。
	大岡議長 関議員	6番 関洋三君。 続いて質問させていただきます。 大変基本的な話で申し訳ないんですけど、参考資料の中に入札結果表がございしますが、数字の桁が大変多くて9桁ですか、それと8桁とか言う数字がいっぱい書かれてますけども、また、うち消費税ということで、この消費税書いとる消費税の金額は分かりますけども、あとの大きな桁の数字の中で、これは予定価格、これやったら1億ですか、あまり。それと1回目、2回目、3回目の数字が出ておりますけども、これに関係するのが、やはりその消費税やと思うんですけども、その説明がないと、この数字だけ

	関議員 大岡議長 齋部総務 課長 大岡議長 高尾建設 土地改良 課長 大岡議長 関議員	表しとる場合は、専門的な人は分かりますけども、一般の人が見て、私も住民の1人ですけども見て、分かりにくいんじゃないかと思いますが。そういうことで、税込みか、税抜きか、それぞれの数字に税込みか、税抜きか、お示しいただければありがたいし、またそうすべきでないかと思いますが、私共の住民に対して説明いただく時には、そのぐらいの配慮が必要でないかと私は思いますけどもいかがでしょうか。 そして、もう1点は、やはりこんだけの大きな工事であれば、コンサルがおいでだと思いますけど、そういうことから、流れは始まるんだと思いますけども、そういうことで大変重要な会社だと思います。設計業者、そしてまたこれを1億から担う工事の施工管理をする業者、それをお示してください。以上です。 総務課長 齋部正典君。 関議員さんのご質問にお答えをいたします。 本日のお配りをさせていただいております資料の中の一番後ろ、参考資料でございます。大変申し訳ないこと、実はしてございまして、参考資料の中の予定価格、1億飛んで86万6千150円という表示出ております。これは消費税が含んだ数字でございますが、基本的にはここへあげるのは入札比較価格ということで記載をする必要がございます。よって、ここには9千6百飛んで66万3千円。ん。いや、消費税をですね、抜いた数字がここへ入って来るのが適切でございます。よって、この予定価格と下の数字を見比べて落札したのだなというのが分かるようにするのが当然でございます。よって、ここで書いておりますのは、プリントミスでございますので、私共の方で早急に修正をして閲覧に供したいというふうに考えてございますので、その点よろしく、またお願い申し上げたと思います。 あと、管理関係につきましては、建設土地改良課長の方からご説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。 建設土地改良課長 高尾昭弘君。 関議員さんのご質問に答えます。 まず最初のコンサル会社の関係ですが、これ入札の結果、五星測研株式会社が落札しております。それから、この橋梁の現場管理等ですが、当然我々町の職員では、技術が及ばないところがあると思われます。これは、技術指導については、香川県の工業技術センターの方でですね、指導いただきながら、現地も管理もお願いしておるところであります。以上です。 6番 関洋三君。 続いて質問させていただきます。 今の3番目の答えにつきまして、施行管理の説明ありましたけども、そしたら最初に相談もちかけた五星やと思うんですけども、
--	---	--

	関議員 大岡議長 高尾建設 土地改良 課長 大岡議長	その会社は施行管理には加わらないということですか。 建設土地改良課長 高尾昭弘君。 関議員さんのご質問にお答えします。 五星測研さんについてはですね、当然設計されてますから、設計内容におかしいとことか、不足の点とか、疑問点があればですね、当然現地の方の指導とかそれはいただきますけど、内容的なそれが正しいところについては、技術センターの方の指導をいただいて、進めております。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております議案第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第１号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより、討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第１号 工事請負契約の締結について、平成２２年度社会資本整備総合交付金事業、町道造田六地藏線道路改築工事、天川高橋上部工の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。
--	--	---

	大岡議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて平成２３年第１回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前１０時３０分

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

平成23年2月22日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--